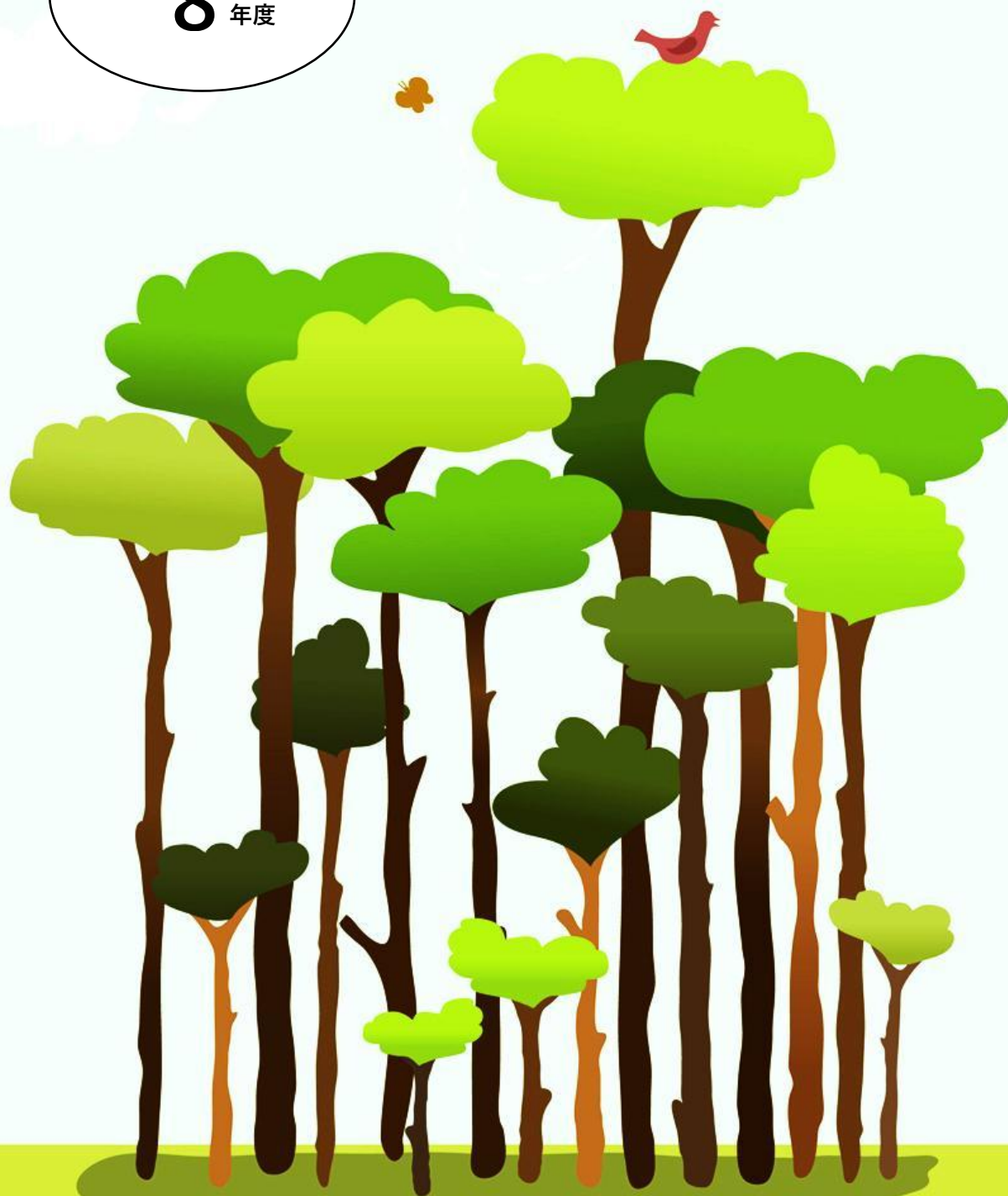


あなたが安心して暮らせるために

精神保健ガイド

多くの皆さんの活動で支えられています

令和
8
年度



も く じ

1 医療費の助成	1
(1) 自立支援医療（精神通院医療）の給付	
(2) 精神科入院医療費の一部助成制度	
(3) 重度心身障害者医療費の助成	
(4) 高額療養費	
(5) 入院時食事療養費負担額の減額	
2 各種障害福祉サービス	8
(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス	
(2) 日常生活自立支援事業	
(3) 成年後見制度	
(4) 施設等に通うための交通費助成制度	
(5) 精神障害者バス料金半額乗車	
(6) 福祉タクシー利用料金等の助成	
3 精神障害者保健福祉手帳について	14
4 精神に障がいのある方のための各種制度	16
(1) 税制上の優遇措置	
(2) 税以外の優遇制度	
5 年金・手当の給付、資金の貸付け	19
(1) 年金	
(2) 各種手当	
6 社会復帰を目指す方のために	22
(1) 精神科デイ・ケア等	
(2) 就労支援事業所	
(3) 地域活動支援センター	
(4) 宿泊型自立訓練施設	
7 仕事に就きたいとき	28
8 住居について	29
9 精神障がいに関する相談機関	31
(1) 旭川市保健所 こころの健康相談	
(2) 相談支援事業所	
(3) 医療機関（精神科・心療内科）	
(4) 精神障害者家族の会	
(5) ひきこもりで悩んでいる方に	
(6) お酒・薬物やギャンブルで悩んでいる方に	
(7) 大切な人を自死でなくされた方に	
(8) 高次脳機能障がいの方に	
(9) 旭川いのちの電話	
10 各種機関、相談窓口	40
(1) こころの相談	
(2) 医療・年金・生活費等	
(3) 生活・法律等	
(4) こども・児童・青少年の相談	
(5) 高齢者の相談	
(6) 女性の悩みや被害に関する相談	

1 医療費の助成

(1) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

指定した精神科通院の医療費が1割負担になる制度です。所得等に応じ、負担上限額が設定される場合があります。

事前に「自立支援医療受給者証」の交付を受ける必要があります。

■申請・お問い合わせ先	旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当 TEL 0166-25-9855
-------------	---

ア 対象者

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症）、その他の精神疾患で、集中・継続的な精神通院医療を要する者として医師が判断した方。

イ 認定の流れ

本人が市町村に申請し北海道の認定を受けることになります。
認定の流れは、次のとおりです。

本人 → 市町村（旭川市役所）申請 → 北海道（審査・認定【北海道 精神保健福祉センター判定会議】） → 市町村（旭川市役所） → 本人（受給者証）

※申請から受給者証が届くまで概ね2か月程度の期間を要します。

診断書を作成した主治医への照会が生じるなど、決定まで更に期間を要する場合があります。

受給者証が届いたら・・・

- ・医療機関にかかるときは、「自立支援医療受給者証」を提示してください。
- ・有効期間は1年間です。再認定（更新）は有効期限の3か月前から申請できます。
- ・医療機関等を変更・追加される場合は、事前に申請が必要です。
- ・健康保険、住所などが変わったときは、変更の届出が必要です。

ウ 申請に必要な書類（再認定も同様）

- (ア) 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
- (イ) 「世帯」の確認のための加入医療保険の記号・番号がわかるものの写し（生活保護世帯の方は生活保護手帳が必要です。）
- (ウ) 「世帯」の所得に関する書類（特別徴収税通知書・納税通知書・所得課税証明書など）※ 同意書に代えることができます。
- (エ) 診断書（所定の様式で申請時点で3か月以内のもの）
- (オ) マイナンバー関連書類
- (カ) 自立支援医療受給者証（再認定の場合）

(ア) 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書

担当課の窓口指定の様式を御用意しております。

(イ) 「世帯」の確認のための加入医療保険の記号・番号がわかるものの写し（生活保護世帯の方は生活保護手帳の写し）

世帯とは・・・

- 受診者が社会保険本人 → 受診者
- 受診者が社会保険家族 → 受診者と社会保険本人
- 受診者が国民健康保険（退職本人・家族も含む）
→ 受診者と同じ国保に加入している人全員
- 受診者が後期高齢者医療保険
→ 受診者と同じ世帯で後期高齢に加入している人全員

(ウ) 「世帯」の所得に関する書類

○「世帯」の方の市民税の課税状況がわかるもの

以下の書類のどれか一つ

- ☐ 「市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
(6月に事業主から交付されるもの)
- ☐ 「市・道民税納税通知書」(お住まいの市町村から交付されるもの)
- ☐ 「所得課税証明書」(旭川市税制課で発行)

※「同意書」に「世帯」全員の同意をいただければ、市で課税状況を調査いたしますので、上記の書類は不要です。ただし、課税状況の調査に時間がかかる場合があります。

○「世帯」の方全員が非課税の場合

受診者（18歳未満の場合は保護者）の収入がわかる書類

(例：障害年金・遺族年金等の年金額がわかるもの、各種手当の額がわかるものなど)

(イ) 診断書（所定の様式で申請時点で3か月以内のもの）

精神障害者保健福祉手帳の申請を同時に行う場合は様式の「生活能力の状態」欄への医師の記載が必要となります。

（精神障害者保健福祉手帳の申請についての詳細は14～15ページを御覧ください。）

※診断書の添付省略について

再認定（更新）の場合は、診断書の添付を2年に1度に省略して申請することができます。ただし、添付を省略する場合は、①前回診断書を提出していること（受給者証の摘要欄に記載があります）②医師の判断に基づき治療方針に変更がないことが必要ですので、事前に主治医に御確認ください。

なお、摘要欄の記載にかかわらず、有効期限が過ぎた場合は、必ず診断書を添付してください。

(オ) マイナンバー関連書類

平成28年1月から、申請等の手続きの際に、マイナンバーの記載が必要となりました。

○本人が申請する場合に必要なもの

- ☐ マイナンバーが分かるもの
（マイナンバーカード等いずれか1点）
- ☐ 本人の確認書類
（顔写真付き証明書は1点、それ以外は2点）

○代理人が申請する場合に必要なもの

- ☐ 代理人の確認書類
（顔写真付き証明書は1点、それ以外は2点）
- ☐ 本人のマイナンバーが分かるもの
（本人のマイナンバーカード等いずれか1点）
- ☐ 代理権の確認書類
 - ▶任意代理人の場合
本人の確認書類1点
 - ▶法定代理人の場合
登記事項証明書等（法定代理人の資格を証明する書類）

※自立支援医療の申請の際、申請書に「世帯」全員のマイナンバーを記入する必要がありますので、御理解と御協力をお願いします。

(カ) 自立支援医療受給者証（再認定の場合）

エ 自己負担上限額

自己負担の上限額は次のとおりです。北海道から認定を受けた後に、「世帯員」や「世帯の所得状況」が変化した場合、上限額変更の申請ができます。

〔自己負担上限額一覧〕

世帯区分		月額負担上限額
生保	生活保護世帯	0 円・自己負担なし
低 1	市民税非課税世帯 1 【市民税非課税世帯で、障がい者又は障がい児の保護者の収入が年間 80 万 9 千円以下】	1 割負担 上限額 2,500 円
低 2	市民税非課税世帯 2 【上記以外の市民税非課税世帯】	1 割負担 上限額 5,000 円
中間 1	市民税課税世帯 1 【市民税所得割額 3 万 3 千円未満】	原則 1 割負担 重度継続*該当者 上限額 5,000 円
中間 2	市民税課税世帯 2 【市民税所得割額 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満】	原則 1 割負担 重度継続*該当者 上限額 10,000 円
一定以上	市民税課税世帯 3 【市民税所得割額 23 万 5 千円以上】	重度継続*該当者のみ対象 1 割負担 上限額 20,000 円 (注)重度継続*非該当の場合は自立支援医療費支給の対象外
※重度継続：高額治療継続者の上限（重度かつ継続） 所得の低い人以外でも、高額治療継続者（重度かつ継続：継続的に相当額の医療費負担が発生する人）の場合には、「所得による上限」とは別に上限額が決められています。 〈範囲〉 ① 疾病等から対象となる人：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）、精神医療に 3 年以上の経験を有する医師が判断した人 ② 疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象となる人 市民税の賦課基準日で 19 歳未満の方を扶養している、又は政令指定都市に住民票がある場合は、所得区分が低くなる可能性がありますので、詳しくはお問合せください。		

(2) 精神科入院医療費の一部助成制度

精神科に入院している方の医療費助成制度です。1 か月 1 万円を上限に助成します。

ア 対象者

旭川市に 1 年以上住民登録をしている方で、各健康保険に加入し、精神疾患を理由に精神科に入院している方。

ただし、認定申請をする時点で旭川市に住民登録して 1 年未満の方やお亡くなりになっている方等は助成対象外となるため、御注意ください。

助成を受けられない方

- × 生活保護を受けている
- × 後期高齢者医療制度に加入している
- × 知事による入院措置を受けている
- × 国又は地方公共団体の医療給付、助成を受けている
(ひとり親家庭等医療費助成、精神障がい以外を事由とした重度心身障害者医療費助成、こども医療費助成など)

イ 助成の対象

健康保険適用を受ける医療費の自己負担額（付加給付額、食事療養費標準負担額等を除く。）のうち、1 か月につき 1 万円を上限に助成します。

ウ 申請に必要なもの

○助成資格認定の申請（初回の手続）

- ☐ 医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類
- ☐ 診断書（市指定の様式）
- ☐ 住民票（本人のみ）
- ☐ 同意書（市指定の様式）
- ☐ 振込先の通帳 ※本人の通帳の用意が難しい場合は御相談ください

○助成申請の手続き（請求の手続）

- ☐ 領収書（コピー不可）
- ☐ 本人の印鑑（認印可）※委任状が必要な場合のみ

※ご注意いただく事項

- ・医療費の助成金を請求することができる権利は、対象者が精神科へ入院し、療養を受けた日の翌月の初日から起算して、2 年を経過すると消滅します。
- ・氏名、住所、加入する医療保険（健康保険）に変更があったとき、又は受給資格がなくなったときは、速やかに届け出てください。

■申請・お問い合わせ先

旭川市保健所保健予防課
こころと難病支援担当
TEL 0166-25-6364

〔精神科への入院形態〕

任意入院

医師の診察の結果、精神の障がいがあり、入院治療が必要と判断された場合、本人もそれに同意することにより入院する形態です。

医療保護入院

指定医の診察の結果、精神の障がいがあり、医療や保護のために入院が必要と判断された場合、本人の同意がなくても、家族等の同意により入院する形態です。

措置入院

指定医（2 名以上）の診察の結果、医療保護のために必要であり、精神の障がいのために、自身を傷つけ又は、他人に害を及ぼすおそれがあると判断された場合、本人の同意がなくても都道府県知事の権限で入院する形態です。

これらのほかに「応急入院」、「緊急措置入院」があります。

あなたが、どうしても自分の入院が「不当」であると感じたときには、都道府県の精神医療審査会に御照会ください。

(3) 重度心身障害者医療費の助成

精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に健康保険による自己負担分の全額又は一部を助成します。（18 歳年度末を過ぎた方の入院医療費は助成対象外）

○ 申請に必要なもの

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 印鑑（生計維持者及び 20 歳以上の世帯全員（対象者含む）のもの。ただし、本人の自署による署名の場合は押印を省略できます。）
- ☐ 健康保険加入を証明する書類（氏名・生年月日・保険者番号・保険者名・記号・番号・資格取得日が分かる書類）
- ☐ （転入された方のみ）所得額・住民税額等の分かるもの（生計維持者及び 20 歳以上の世帯全員（対象者含む）のもの）
- ☐ （65 歳以上の方のみ）本人名義の口座情報が分かるもの

■お問い合わせ先

旭川市市民生活部国民健康保険課
後期高齢者医療係
TEL 0166-25-8536

(4) 高額療養費

1 か月の医療費が一定の額を超えた場合に、その超えた額の払戻しがあります。

■お問い合わせ先

加入されている健康保険の保険者
(保険証を御確認ください)

(5) 入院時食事療養費負担額の減額

住民税非課税世帯の方は、入院したときの食事代(入院時食事療養費負担額)の減額の認定を受けることができます。

■お問い合わせ先

加入されている健康保険の保険者
(保険証を御確認ください)

2 各種障害福祉サービス

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の福祉サービスは、「障害福祉サービス」「地域相談支援」「地域生活支援事業」に大別されます。

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

障がいのある方の個々の障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえて日常生活を支援していくことを目的とし実施されています。

地域相談支援

地域生活への移行及び定着を目的とし実施されています。

地域生活支援事業

移動支援事業等の市町村独自の福祉サービスが実施されています。

○ 対象者

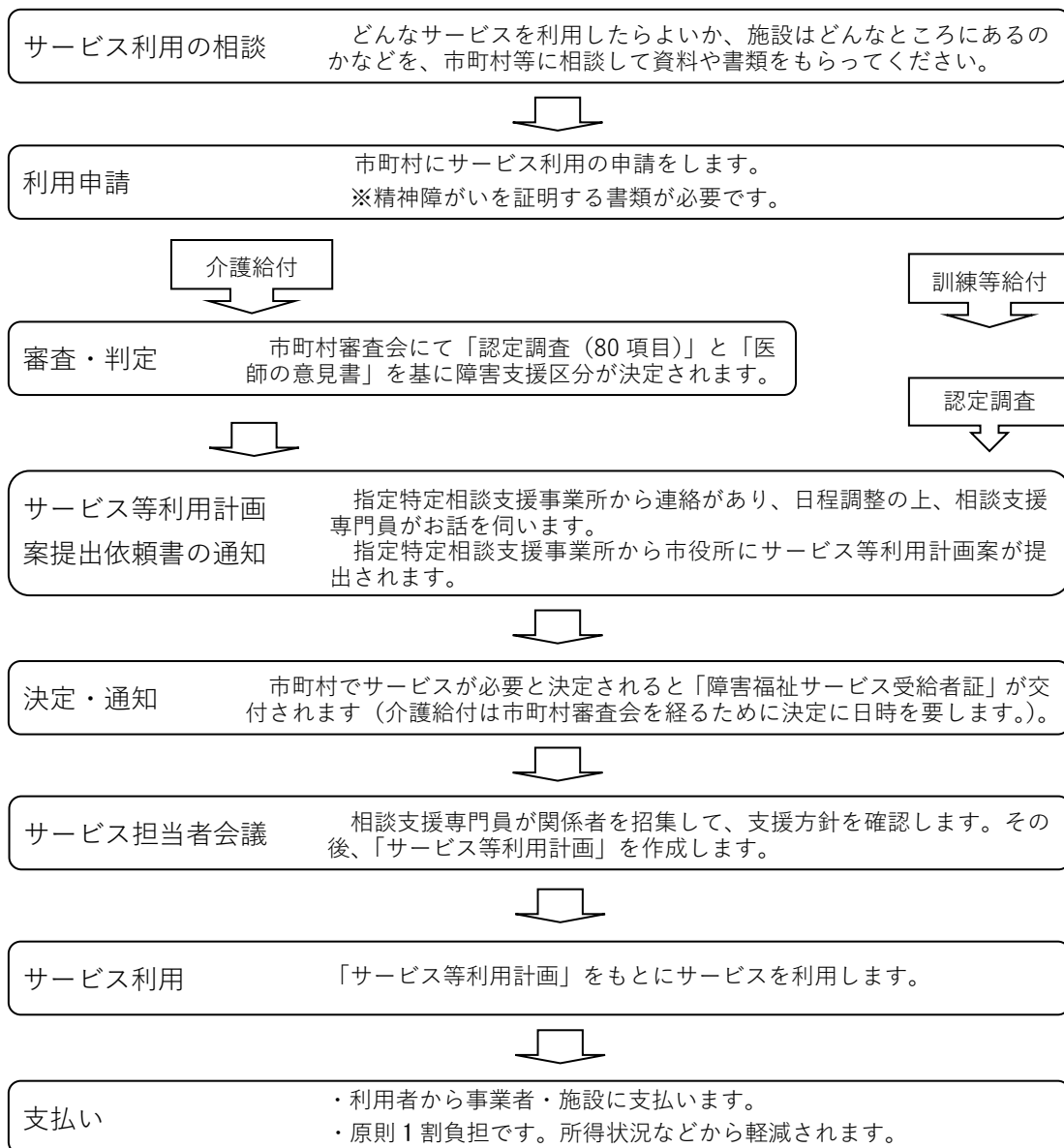
各サービスを受けられるのは、旭川市内にお住まいの精神障がい者の方です。次の書類のいずれかにより精神障がい者であることを確認します。

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金・厚生年金等の年金証書等）
- ☐ 精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院に限る）
- ☐ 医師の診断書（原則として主治医が記載し国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障がい者であることが確認できる内容であること）

■ お問い合わせ先

旭川市福祉安心部障害福祉課障害サービス担当
TEL 0166-25-9854

サービスの相談から、利用・支払までの流れ



※計画相談支援

障害福祉サービスを利用する方の支給決定において、適切にサービスを利用できるよう、「サービス等利用計画」の作成などの支援を行います。なお、定期的に相談支援専門員が利用者の自宅等を訪問しサービスの利用について見直し等を行います（モニタリングといいます。）。

ア 介護給付

介護給付は、障がいにより起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援です。原則 1 割負担ですが、所得に応じた上限額の設定があります。精神障がいの方が利用できる主なサービスは次のとおりです。

訪問系・その他	居宅介護	ホームヘルパーが家庭を訪問して、掃除や洗濯、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。
	重度訪問介護	行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に、排せつや食事等の介護、家事、外出時の移動中の介護などを総合的に行う。
	行動援護	行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方の外出支援を行う。
	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。
日中系	生活介護	常時、介護を要する方に昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
居住系	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行う。

イ 訓練等給付

訓練等給付は、障がい者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援です。原則 1 割負担ですが、所得に応じた上限額の設定があります。精神障がいの方が利用できる主なサービスは次のとおりです。

日中活動系	自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行う。
	就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性などに合った選択を支援する。
	就労移行支援	生産活動、職場体験等を通じて、一定期間、就労に必要な訓練を行う。
	就労継続支援 (A 型・B 型)	生産活動、その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の支援を行う。

その他	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等に入所して一人暮らしを希望する方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的に居宅を訪問し、必要な情報の提供や助言等の支援を行う。
-----	--------	---

ウ 地域相談支援給付

地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がい者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援です。

地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所中又は精神科病院等に入院中の障がい者で、退所又は退院に当たり、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
	地域定着支援	緊急時の支援が見込めない状況にある精神障がい者を対象に連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談及びその他の支援を行う。

エ 地域生活支援事業

相談支援	各種相談支援、関係機関との連絡調整、権利擁護等の相談支援事業所。※相談支援事業所の一覧は31～32ページ
移動支援	一人で外出できない精神障がい者の通院や買物の移動先に係る支援を行う。（精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証をお持ちの方）
日中一時支援	精神障がい者の方に一時的な預かりの場を提供することにより、介護者の負担軽減と就労促進を図る。
地域活動支援センター	精神障がい者の方に、創作的活動、生産的活動の機会提供、社会との交流促進等の機会を提供する。 Ⅰ型：精神障がい者の方の地域生活のための相談支援を行います Ⅱ型：地域の在宅障がい者の方に、機能訓練、社会適応訓練等の支援を行います Ⅲ型：生産的活動の機会提供を中心とした支援を行います ※地域活動支援センターの一覧は27ページ

(2) 日常生活自立支援事業

障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅の方が対象

ア 福祉サービスの利用に関する援助

イ 日常的な金銭管理サービス、年金証書等の大切な書類の預かり

■お問い合わせ先

旭川市社会福祉協議会

TEL 0166-90-2003

(3) 成年後見制度

精神上の障がいによって判断能力が十分でない方が、契約や財産管理が困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援者（後見人）を設ける制度です。

御本人の判断能力によって、家族や第三者を成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人に選任して、援助を受けます。

■お問い合わせ先

旭川成年後見支援センター

TEL 0166-23-1003

(4) 施設等に通うための交通費助成制度

旭川市にお住まいの方で、施設等（地域福祉サービス事業所、地域活動支援センター）に通所する方は、1 か月 8,000 円を限度として交通費の 1 / 2 が助成されます。

- ✓ 生活保護を受けている方は対象外です（生活保護による交通費の助成が適用になります。）。
- ✓ 身体障害者手帳・療育手帳を所持している方は対象外です（バス会社等の交通運賃の割引制度が適用になります。）。
- ✓ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、精神障害者バス料金半額乗車の制度適用分が対象外です。

■申請・お問い合わせ先

旭川市福祉安心部障害福祉課障害事業担当

TEL 0166-25-6476

(5) 精神障害者バス料金半額乗車

精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のない場合や、有効期限が切れている場合は対象外）の交付を受けている方が対象です。利用条件は以下のとおりです。

- ア 旭川電気軌道及び道北バスの定期路線バス並びに旭川中央交通のオンデマンド交通に限ります。
- イ 旭川市内での乗降に限ります。
- ウ 降車時に、運転手へ精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- エ 現金での支払時のみ半額となります。
- オ 他の割引や助成制度との併用はできません。

■申請・お問い合わせ先 旭川市福祉安心部障害福祉課障害事業担当
TEL 0166-25-6476

(6) 福祉タクシー利用料金等の助成

旭川市にお住まいで、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方を対象に、「タクシー乗車の場合1枚 500 円」「自動車燃料給油の場合1枚 350 円」として、どちらの用途でも使用できるチケットを年40枚交付します。

チケットを使用する際は、タクシーの乗務員又はガソリンスタンドの係員に精神障害者保健福祉手帳を提示し、内容の確認を受けてください。

交付条件は以下のとおりです。

- ア 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けていること。
- イ 手帳に記載の有効期限が切れていないこと（有効期限が切れている場合は、手帳の更新手続きを行い、新しい有効期限を記入した後に郵送にて申請してください。）。
- ウ 入院中や、次の施設に入所中でないこと（退院後に郵送にて申請してください。）。特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（A型）、障害者支援施設、児童福祉施設、各医療機関

※他市町村の障害福祉サービスを利用して旭川市内の施設に入所している場合は、交付対象となりません。

■申請・お問い合わせ先 旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当
TEL 0166-25-9855

3 精神障害者保健福祉手帳について

障がい者手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」があります。手帳制度の目的は、障がいの種別と障がいの状態を確認し、必要なサービスを使いやすくすることと、障がい者全体を把握し、福祉政策・福祉サービスを充実させていくことにあります。

手帳の等級は「病気」の状態と「障がい」の状態の両方から総合的に判断されます。判定は、北海道の「精神保健福祉センター」で行われます。

御本人に決定通知が届くまで、概ね2か月程度の期間を要します。

※診断書を作成した主治医への照会が生じるなど、決定までに更に時間を要する場合があります。

障害の等級と判断基準

1級	単独での日常生活が困難な方	* 他人の援助が必要
2級	日常生活に著しい制限を受ける方	* 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難。デイケアや通所施設などに参加できる。
3級	日常生活もしくは社会生活に制限を受ける方	* 日常生活はおおむね自発的にできるが、なお援助を必要とする。

手帳の交付によるメリット

- ・ 税の減免制度や福祉サービスの利用ができます。
- ・ 公共施設の利用料・入場料などが割引となる場合があります。
- ・ 生活保護を受給されている方で、1級、2級の方は、障害者加算に該当する場合があります。

<新規の申請に必要なもの>

☐ 申請書

☐ 以下のいずれか

- ・ 診断書（初診年月日から6か月以上経過した日に作成されたもの。所定の様式で申請日時点で3か月以内のもの。）
- ・ 精神疾患のみを事由とした障害年金証書又は年金改定通知書・振込通知書
- ・ 精神疾患のみを事由とした特別障害給付金受給資格者証

☐ 写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽して上半身を写したものの裏面に氏名を記載してください。）

☐ マイナンバー関連書類（P3の(オ)を参照ください。）

<有効期限>

2年間（申請日から2年が経過する日の属する月の末日）

<更新申請>

有効期限の3か月前から受け付けます。

必要な書類は新規の申請時と同じです（必ず手帳を持参してください。）。

写真付きの手帳を持っている方は、写真不要です（ただし、有効期限記載欄が満載になっている方は写真が必要です。また、判定の結果、等級が変更になった場合は後日写真が必要になります。）。

更新が決定したら通知文を送付します。手帳と通知文を担当課の窓口にお持ちになると、有効期間が手帳に反映され、更新手続きは完了します。

<障害等級等の変更申請>

手帳の交付を受けた後に、手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するようになった場合、申請することができます。

必要な書類は新規の申請時と同じです（写真が必要です。必ず手帳を持参してください。）。

※居住地（住んでいるところ）・氏名が変わったときには手帳を持参し変更届を提出してください。

※手帳を紛失・破損したときは、再発行の申請をしてください（写真が必要です。）。

■申請・お問い合わせ先

旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当
TEL 0166-25-9855

4 精神に障がいのある方のための各種制度

※手続きには、「精神障害者保健福祉手帳」が必要です。

(1) 税制上の優遇措置

制度・サービス等	内容	障がいの等級と控除額等		お問合せ先
		精神障害者保健福祉手帳 1級 (特別障害者)	精神障害者保健福祉手帳 2・3級 (普通障害者)	
所得税の障害者控除	納税者が障害者本人の場合	400,000円	270,000円	左記以外でも障がい者に該当する場合があります。詳しくは下記へお問合せください。
	同一生計配偶者(※)又は扶養親族が特別障害者の場合	750,000円		
相続税の障害者控除	法定相続人が精神に障がいのある方の場合、相続税から控除額があります。(以前にこの控除を受けている場合、控除額が制限されることがあります。)	85歳に達するまでの年数に200,000円を乗じた金額を、税額から控除	85歳に達するまでの年数に100,000円を乗じた金額を、税額から控除	旭川中税務署 0166-90-1451 (代表) 旭川東税務署 0166-23-6291 (代表)
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税				
少額貯蓄の 利子等の 非課税 (マル優制度)	右の金額が非課税貯蓄 限度額となります。	預貯金・合同運用信託・特定公募 公社債等運用投資信託及び一定 の有価証券 ～元本合計額350万円以下 国債・地方債 ～額面合計額350万円以下		金融機関等 旭川中税務署 0166-90-1451 (代表) 旭川東税務署 0166-23-6291 (代表)

制度・サービス等	内容	障がいの等級と控除額等		お問合せ先
		精神障害者保健福祉手帳 1級 (特別障害者)	精神障害者保健福祉手帳 2・3級 (普通障害者)	
市・道民税の障害者控除	納税者自身か同一生計配偶者又は扶養親族が精神障がい者の場合、所得金額から控除額があります。	300,000円	260,000円	旭川市 行財政改革部 市民税課 0166-25-5786
自動車税環境性能割及び種別割又は軽自動車税環境性能割の減免	精神障がい者本人又は障がい者と生計を同じくする方が所有する自動車について、自動車税環境性能割及び種別割又は軽自動車税環境性能割が減免となる場合があります。			北海道札幌道 税事務所 011-746-1194
軽自動車税の課税免除	精神障がい者本人又は障がい者と生計を同じくする方が所有する軽自動車等について、軽自動車税が課税免除となる場合があります。			旭川市 行財政改革部 税制課諸税係 0166-25-5604

※同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である方。（青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色申告者の事業専従者を除く。）

国税庁ホームページ パンフレット「暮らしの税情報」（令和7年度版）より引用

(2) 税以外の優遇制度

制度・サービス等	内容	お問合せ先
N T T ふれあい案内（無料番号案内）	事前に登録された方には、無料で電話案内（104）します。	フリーダイヤル 0120-104-174
携帯電話利用料金割引	携帯電話会社によって、割引内容が異なります。	各携帯電話会社、携帯電話取扱店等
生活保護費の障害者加算	生活保護を受給されている方で、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方は、障害者加算に該当する場合があります。	旭川市福祉安心部保護課 地区担当ケースワーカー までお問合せください。
認可保育所等の保育料の減額	認可保育所等の保育料が減額になる場合があります。	旭川市こども・女性・若者 未来部こども保育課 入所・認定担当 0166-25-9845
公共施設等の使用料・入場料の減免	使用料・入場料が減額又は免除となる公共施設等がありますので詳細は各施設にお問合せください。	
N H K 放送受信料の免除	全額免除（1～3 級） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいて、世帯全員が市民税非課税の場合。 ※持ち物は事前にお問合せください。	N H K 札幌放送局 経理管理センター 011-232-4021
	半額免除（1 級） 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方で世帯主かつ受信契約者である場合。 ※持ち物は事前にお問合せください。	旭川市福祉安心部 障害福祉課障害福祉担当 0166-25-9855
航空運賃の割引	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満 12 歳以上の精神障がい者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、精神障がい者及び介護者 1 名に対し割引が適用されます。 ※航空会社によって割引が受けられない場合がありますので、利用される航空会社へお問合せください。	各航空会社

5 年金・手当の給付、資金の貸付け

(1) 年金

ア 保険料の免除

国民年金の保険料を納められないときは、免除になる場合があります。

- ✓ 生活保護を受けているとき
- ✓ 各制度の障害年金（1 級、2 級）を受けているとき
- ✓ 所得が少ないとき（学生の場合は保険料が猶予されます）
- ✓ 失業や災害などにより、保険料を納めることが非常に難しいとき
- ✓ 平成 31 年 2 月以降に出産したとき

■お問い合わせ先

旭川市市民生活部市民課国民年金担当
TEL 0166-25-6306

イ 障がい給付（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金）

国民年金、厚生年金、共済年金の加入者が障がいをもったとき（初診日が 65 歳前）に、障害年金を請求できます。

※初診日が 20 歳前にある方は、年金制度に入っていなくても、障害年金を請求できます。

※障害年金を受けるには、いろいろな条件があります。

加入している年金	相談窓口
初診日が20歳前の方 （初診日に厚生年金に加入中の方を除く） 初診日が国民年金（1号、任意加入）の方	旭川市市民生活部 市民課国民年金担当 TEL 0166-25-6306
初診日が厚生年金の方 初診日が国民年金（3号）の方	旭川年金事務所 TEL 0166-25-5606
初診日が共済組合の厚生年金の方	各共済組合に御相談ください

ウ 特別障害給付金

初診日に国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方で、一定の条件を満たす方に支給されます。

■お問い合わせ先

旭川市市民生活部市民課国民年金担当
TEL 0166-25-6306

エ 心身障害者扶養共済制度

保護者に一定額の掛け金を納付していただき、保護者が死亡したり、重度障がいになったとき、残された障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

■お問い合わせ先

上川総合振興局社会福祉課地域福祉係
TEL 0166-46-5221

(2) 各種手当

ア 特別児童扶養手当

20歳未満で障がいのある児童を監護する父母、又は父母に代わる養育者に支給されます。(条件があります。)

■お問い合わせ先

旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当
TEL 0166-25-9855

イ 特別障害者手当

在宅の20歳以上で、常時特別の介護を必要とする重度の心身障がいのある方に支給されます。(条件があります。)

■お問い合わせ先

旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当
TEL 0166-25-9855

ウ 障害児福祉手当

20歳未満で、常時特別の介護を必要とする重度の心身障がいのある方に支給されます。(条件があります。)

■お問い合わせ先

旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当
TEL 0166-25-9855

エ 生活福祉資金貸付

所得が少なく生活にお困りの世帯で、障がい者の方がいる世帯などに、低金利で生活資金を貸し付ける制度です。いろいろな資金の種類があり、資金の種類により対象者が異なります。貸付には審査があります。（相談の際は、事前予約が必要です。）

■お問い合わせ先

旭川市社会福祉協議会

TEL 0166-23-1185

オ 思いがけない出費で困ったとき（生活つなぎ資金）

旭川市に3か月以上住んでいて、市民税が非課税又は均等割のみ課税されている世帯で、不時の出費があった場合、食費等の最低限の額を次の収入までの日数分貸し付けます。貸付に際しては各種の要件があるのでまずはお電話で相談してください。

■お問い合わせ先

旭川市福祉安心部生活支援課相談支援担当

TEL 0166-25-9108

カ 生活保護制度

生活保護は、最低限度の生活を保障し、自分の力によって生活していけるようになるまで援助を行う制度です。

生活保護の申請は、本人、扶養義務者または同居している親族がすることができます。また、身近に家族がいない方は、電話などで相談してください。

■お問い合わせ先

旭川市福祉安心部生活支援課相談支援担当

TEL 0166-25-9108

6 社会復帰を目指す方のために

(1) 精神科デイ・ケア等

サロンやレクリエーションを通して楽しみを見つける場です。通院医療の一形態で、自立支援医療の対象になります。

施設名	時間
医療法人社団圭泉会 旭川圭泉会病院 旭川市東旭川町下兵村 252 TEL 0166-36-1559	
精神科デイ・ケア ひまわり TEL 0166-36-7783	デイ・ケア 9:00～15:00 ※月～金、週1回から利用可能
精神科デイ・ナイト・ケア ふくろう TEL 0166-36-7754	9:00～19:00 ※月～金、週1回から利用可能 ※入浴利用日あり
重度認知症患者デイ・ケア なごみ TEL 0166-36-7753	10:00～16:00 ※月～金、週1回から利用可能
精神科（高齢者）デイ・ケア さわやか TEL 0166-36-8282 さわやかII TEL 0166-36-4776	10:00～16:00 ※月～金、週1回から利用可能
医療法人社団 直江クリニック 旭川市8条通10丁目 TEL 0166-23-3898	
デイ・ケア デイセラビィ TEL 0166-29-4181	9:30～15:30 ※月～金、週1回から利用可能
医療法人社団志恩会 相川記念病院 旭川市大町2条14丁目 TEL 0166-51-3421	
デイ・ケア 宇多俣 TEL 0166-51-3421	9:30～15:30 ※月～金、週1回から利用可能
市立旭川病院 旭川市金星町1丁目 TEL 0166-24-3181	
外来精神科 作業療法 TEL 0166-24-3181	原則、午前か午後の半日 ※月～金、週1回から利用可能

*利用の条件、費用等は直接デイ・ケア等にお問合せください。

(2) 就労支援事業所

障害福祉サービスに基づく就労支援事業所は、その目的により「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」の 3 種類の事業所があります。

ア 就労移行支援事業所 [主たる対象者を精神障がい者とする事業所]

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(65 歳未満の方が対象)

名称	住所	電話番号	定員
ねむのき神居	旭川市神居町雨紛 1 6 0 番地 9	69-5366	6
わーく・エリア	旭川市 7 条通 8 丁目 3 8 番地の 9	21-8000	10
希望の杜の会 就労移行支援事業所 なつみかん	旭川市東 8 条 3 丁目 1 番 2 0 号	74-7764	30
キャリアエスコート	旭川市末広東 1 条 6 丁目 1 番 1 号	74-3480	20
就労移行支援 しんば	旭川市春光 7 条 6 丁目 1 番 8 号	67-0907	6
あるふぁ	旭川市末広 4 条 4 丁目 3 番 8 号	080-4630-0093	6

イ 就労継続支援 A 型事業所 [主たる対象者を精神障がい者とする事業所]

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(65 歳未満の方が対象)

名称	住所	電話番号	定員
旭川ヒューマンサービスセンター	旭川市流通団地 2 条 3 丁目 4 4 番地	46-4774	20
うらら	旭川市 6 条通 1 0 丁目左 1 0 号	21-8000	10
弁当工房 縁 事業所	旭川市忠和 4 条 7 丁目 1 番 2 号	73-3917	15
チーム紅蓮 A	旭川市東旭川町共栄 2 2 3 番地の 6	38-8200	10
ジョブタス旭川 6 条通事業所	旭川市パルプ町 1 条 2 丁目 505 番地の 2	74-7150	20
多機能型就労支援センター 「C h a ・ C h a ・ C h a」	旭川市東光 7 条 1 丁目 1 番 1 6 号	33-8981	10
カレーのちから 旭川豊岡店	旭川市豊岡 3 条 4 丁目 1 番 7 号	85-7000	20
けんせいしゃわくワーク	旭川市東光 1 3 条 2 丁目 4 番 2 5 号	080-2861-7642	10
就労継続支援事業所 TOMAHAWKS ASAHIKAWA	旭川市 6 条通 1 1 丁目 5 5 番地 2 8	85-6456	10

ウ 就労継続支援B型事業所 [主たる対象者を精神障がい者とする事業所]

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

名称	住所	電話番号	定員
障害者多機能型施設カルミア神居	旭川市神居2条9丁目2番12号	69-5880	20
ねむのき神居	旭川市神居町雨紛160番地9	69-5366	34
ねむのきワークセンター	旭川市神居6条19丁目44番地の5	62-2013	28
ねむのき福祉センター	旭川市神居3条6丁目1番6号	73-5226	40
G E N K I Y A	旭川市末広2条13丁目7番4号	57-7800	20
あかしあ障害者総合相談支援センター	旭川市住吉4条1丁目5番26号	50-3333	20
あかしあ労働福祉センター第3作業所	旭川市末広2条13丁目6番17号	57-0888	10
特定非営利活動法人恵生会 ワークハウスひまわり	旭川市末広1条1丁目5番14号	55-4194	40
ピア・こすもす	旭川市神楽6条5丁目6番4号	63-2117	40
バリアフリー	旭川市8条通18丁目93番地の8	45-0700	40
就労継続支援B型事業所 きずな2	旭川市7条通18丁目92番地の2	73-8228	20
旭川ヒューマンサービスセンター	旭川市流通団地2条3丁目44番地	46-4774	20
みらい (M i r a i)	旭川市台場2条5丁目5番2号	63-8177	10
障がい者就労継続支援事業所 ゆいまーる	旭川市豊岡4条5丁目8番13号	31-2818	40
就労継続支援事業所 はばたき	旭川市永山1条19丁目3番21号	47-8393	20
スリーエフ	旭川市東旭川町下兵村373番地	36-6677	40
すまいる	旭川市東光5条1丁目7番4号	31-2137	20
しらかば	旭川市春光3条6丁目1番8号	51-7539	20
就労継続支援センター きらら	旭川市大町2条1丁目5番地の103	55-1945	20
就労継続支援（B型）事業所 りんどう	旭川市東旭川町共栄107番地	69-5533	30
ぽぷら事業所	旭川市神楽2条11丁目1番6号	74-4635	18
就労継続支援B型事業所 ファブリカ	旭川市東3条1丁目2番8号	74-3270	48
ニムビン	旭川市豊岡8条5丁目2番4号	34-8988	24
セルプ 豊里	旭川市神居町豊里130番地の1	72-3111	20
セルプ フロイデ	旭川市神居町忠和155番地1	69-5775	20

名称	住所	電話番号	定員
セルブ ノイエ	旭川市神居町忠和 1 5 5 番地 1	69-5775	20
就労継続支援事業所ハーモニー	旭川市新富 2 条 1 丁目 2 番 1 3 号	20-2040	20
就労支援事業所ふたば	旭川市宮下通 2 4 丁目 1 0 4 番地の 3 7	33-6291	20
C O L O R P I E C E	旭川市神楽岡 1 6 条 4 丁目 4 番 3 号	85-6116	20
とんとん	旭川市 4 条通 2 1 丁目 1721 番地の 46	73-9918	20
らいらくく	旭川市神楽 5 条 4 丁目 4 番 1 6 号	73-3639	20
ワークエリア ハートの森	旭川市東鷹栖 2 線 1 8 号 95 番地の 43	73-5998	20
弁当工房 緑 事業所	旭川市忠和 4 条 7 丁目 1 番 2 号	73-3917	15
障害者就労支援事業 S t e p	旭川市 5 条通 1 8 丁目 7 6 5 番地 2	73-8058	20
ひだまり	旭川市 7 条通 8 丁目 3 8 番地の 4	26-5543	30
就労継続支援 B 型事業所 P O K K A P O K A	旭川市旭神 2 条 3 丁目 6 番 2 5 号	76-9798	40
就労継続支援 B 型事業所 じょぶふれいす桜	旭川市末広 5 条 1 丁目 2 番 8 号	46-6222	20
希望の杜の会就労継続支援 B 型事業所 なつみかん	旭川市 1 0 条通 9 丁目 9 7 5 番地の 8 2	56-4033	20
チーム紅蓮 B	旭川市東旭川町共栄 2 2 3 番地の 6	38-8200	20
就労継続支援 B 型事業所 オリーブの樹	旭川市豊岡 1 4 条 6 丁目 8 番 6 号	74-3080	20
サポートステーション愛	旭川市春光台 5 条 2 丁目 1 2 番 1 2 号	59-7500	20
就労継続支援 B 型事業所 あーち	旭川市豊岡 2 条 1 丁目 1 番 4 号	56-3294	20
多機能型就労支援センター 「C h a ・ C h a ・ C h a」	旭川市東光 7 条 1 丁目 1 番 1 6 号	33-8981	10
就労継続支援 B 型事業所 ていくるーと	旭川市春光 7 条 9 丁目 5 番 2 5 号	76-9474	20
ふあいん	旭川市永山 2 条 1 8 丁目 2 番 3 3 号	99-0511	20
みなぼろ	旭川市東光 9 条 2 丁目 4 番 1 5 号	74-4790	20
きらめき	旭川市高砂台 5 丁目 7 番 5 号	74-8228	20
福祉サービス事業所 リガール	旭川市東鷹栖 1 条 3 丁目 6 3 5 番地の 1 5 5	73-6140	20
ピーシーズ	旭川市 8 条通 8 丁目 4 1 番地の 9	76-1994	20
旭川就労継続支援 B 型事業所 あーる	旭川市神楽 5 条 1 1 丁目 5 番 1 6 号	73-6693	20
株式会社 HSS B 型事業所	旭川市 7 条通 7 丁目 3 3 番地の 1 5	27-1850	20

名称	住所	電話番号	定員
就労継続支援 B 型事業所 アイランド	旭川市忠和 4 条 4 丁目 4 番 9 号	73-7895	20
ドームファクトリー	旭川市東旭川町共栄 2 6 5 番地の 2	73-3548	20
就労支援事業所フィオーレ旭川	旭川市東 1 条 1 丁目 1 番 2 号	74-3007	20
就労支援事業所むつみ	旭川市旭町 2 条 8 丁目 2 5 番地の 4 2	76-9103	20
障がい者就労継続支援 B 型事業所 リポ豊岡事業所	旭川市豊岡 4 条 1 丁目 2 番 2 3 号	76-7013	25
就労継続支援 B 型事業所 F	旭川市宮下通 7 丁目 3 8 9 7 番地の 1	73-9622	20
はーべすと	旭川市豊岡 4 条 8 丁目 2 番 5 号	67-0317	20
花笑みる	旭川市 5 条通 5 丁目 1 6 9 0 番地の 1	74-4810	20
就労継続支援 B 型事業所 小麦王国	旭川市 2 条通 9 丁目 3 6 8 番地の 2	73-6548	20
障がい福祉事業所 ていすと	旭川市東鷹栖 2 条 3 丁目 635 番地の 438	74-3680	20
ぎるどアース	旭川市 8 条通 8 丁目 4 1 番地の 8	25-7774	20
就労継続支援 B 型事業所 エンターテインメントアカデミーでじるみ旭川	旭川市旭町 1 条 5 丁目 8 4 1 番地の 2 1	73-3319	20
就労継続支援 B 型事業所でこぼこ W	旭川市旭町 2 条 8 丁目 2 5 番地の 4 0	74-4398	20
エヌワーク	旭川市工業団地 1 条 1 丁目 2 番 6 号	90-0880	20
就労継続支援 B 型 しんば	旭川市春光 7 条 6 丁目 1 番 8 号	67-0907	20
わんあどばんす心	旭川市永山 4 条 3 丁目 1 番 5 号	49-6001	20
就労継続支援 B 型事業所スノーグ	旭川市緑が丘 3 条 3 丁目 1 番 2 号	56-4633	20
A L I I 旭川	旭川市 1 条通 1 0 丁目 3 4 2 番地 2	73-6730	20
あるふぁ	旭川市末広 4 条 4 丁目 3 番 8 号	080-4630-0093	20

(3) 地域活動支援センター

ア I 型・相談支援事業所

生活支援（憩いの場・食事・入浴の提供）、相談支援（専門相談員による情報提供等）により、地域生活を支援します。

名称	住所・電話番号	主な内容
あかしあ障害者総合 相談支援センター	旭川市住吉4条1丁目 TEL 0166-50-3333	いこいの場の提供 (以下有料) レクリエーション、食事・入浴の提供、コインランドリー
地域活動支援センター あしすと	旭川市東3条1丁目 TEL 0166-27-7571	いこいの場の提供 (以下有料) レクリエーション、食事・入浴の提供、コインランドリー

イ III 型

作業訓練、生活訓練を中心とした支援により、社会復帰を支援します。

名称	住所・電話番号	主な内容
地域活動支援センター きたのまちジョブリハセンター	旭川市花咲町1丁目 TEL 0166-54-8553	生産活動（カット作業、梱包作業、パソコン入力）等

(4) 宿泊型自立訓練施設

家庭での日常生活で困難を感じることをある方が、共同生活を通して、社会になじめるよう、生活能力を高めるための施設です。2年間の利用期間中で、社会復帰を目指します。

名称	住所	電話番号
宿泊型自立訓練事業所 なかま	旭川市東旭川町下兵村251番地13	0166-36-6630

7 仕事に就きたいとき

名称	内容等	お問合せ先
上川中南部 障害者就業・生活 支援センター	障がい者の就業及びそれ に伴う生活に関する指導・ 助言、職場実習の斡旋など 、障がい者の職業生活にお ける自立に必要な支援を 行います。	障害者就業・生活支援センター きたのまち (旭川市宮前1条3丁目3番7号 おびった内) TEL 0166-38-1001
ハローワーク旭川 旭川公共職業安定所	障がいのある方に職業相 談を行った上で希望に沿 って職業紹介を行います。	ハローワーク旭川 旭川公共職業安定所 (旭川市春光町10番地の58) TEL 0166-51-0176 (音声案内 43#)
北海道障害者職業 センター旭川支所	適切な職業選択や就労の ための相談に応じ、就職後 の職場適応の援助まで、継 続的に支援します。	北海道障害者職業センター旭川支所 (旭川市4条通8丁目右1号 LEE旭川ビル5階) TEL 0166-26-8231
北海道障害者職業 能力開発校	就労に必要な知識や技能 の習得のための職業訓練 を行い、職業的自立に向け て支援します。	北海道障害者職業能力開発校 TEL 0125-52-2774
あさひかわ若者サポ ートステーション あさひかわサポステ・ プラス	15歳から49歳までの方と その保護者を対象に、就 職・進学・資格取得など若 者の職業的な自立を支援 する相談機関です。	あさひかわ若者サポートステーション (旭川市1条通8丁目 フィール旭川2階) TEL 0166-73-9228

8 住居について

共同生活援助（グループホーム）では、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います（※入浴、排せつ、食事等の介護を受けることを希望する場合は、障害支援区分の認定が必要です。）。

〔グループホーム ー主たる対象者を精神障がい者とする事業所ー 〕

名称	事業所所在地	電話番号	定員
医療法人社団志恩会 志恩寮	旭川市大町2条15丁目92番地の6	55-3710	20
圭泉ホーム	旭川市東旭川町下兵村246番地	36-3518	16
圭泉ホーム び〜い	旭川市東旭川町上兵村31番地の1	36-1977	20
サルーテⅠ	旭川市春光台4条3丁目16番13号	55-8851	14
グループホーム あかしあ	旭川市東鷹栖1条3丁目635番地78	57-0562	27
すぴか	旭川市神楽7条8丁目1番7号	29-0505	34
さくらハウス	旭川市永山3条20丁目4番5号	46-3211	24
グループホーム ひまわり	旭川市末広1条2丁目2番32号	55-4194	14
ケアホーム・トムテ	旭川市錦町20丁目2166番地の135	85-7191	6
みどりの里	旭川市春光台4条6丁目6番17号	69-5533	6
はなまるホーム	旭川市北門町15丁目2159番地の11	51-1077	9
ふわっと	旭川市豊岡1条4丁目5番10号	090-3772-3277	10
すまいるハウス	旭川市東光14条4丁目5番12号	73-4321	8
共同生活援助 Collage	旭川市東8条2丁目3番11号	29-5000	30
ニムビングループホーム	旭川市豊岡8条5丁目2番4号	34-8988	8
グループホームいちふく	旭川市神居7条13丁目1番2号	74-5713	30
障害福祉サービス共同生活援助事業所 カメリア	旭川市忠和6条1丁目1番33号	74-5710	40
ぐるーぷほーむ「ここち」	旭川市東光5条1丁目1番15-2号	76-1247	14
グループホーム ダ・ソーロ	旭川市忠和6条6丁目1番23号	73-4515	9
フィオーレ旭川	旭川市末広1条2丁目1番28号	76-1505	56
グループホーム からび	旭川市豊岡5条5丁目3番18号	73-3313	6
晴れるやホーム	旭川市末広3条4丁目11番15号	51-6530	4
フレディ	旭川市末広4条1丁目2番18号	73-9419	7
いちもくガーデンカムイ	旭川市神居2条9丁目2番6号	76-1765	23

名称	事業所所在地	電話番号	定員
ケンセイシャレバレッジ	旭川市神楽5条1丁目2番9号	85-7792	7
グループホーム 心彩	旭川市曙3条4丁目1番6号	56-0567	25
グループホーム絆	旭川市神居4条17丁目2番8号	090-9433-3031	16
ケアホーム にーわ	旭川市神楽岡14条6丁目2番18号	76-7628	19
ケアホーム にーな	旭川市神楽岡14条6丁目2番17号	76-7627	19
共同支援生活グループホーム jump	旭川市豊岡10条6丁目3番20号	85-6882	25
グループホーム つばさ	旭川市西御料2条1丁目2番3号	65-7227	30
グループホーム太陽の光	旭川市旭町1条11丁目2205番地の11	52-1004	27
わおんグループホーム旭川	旭川市旭町1条5丁目2593番地の82	76-5945	20
共同生活援助事業所ニューニュートラル	旭川市神楽岡13条3丁目2番3号	56-7681	27
共同生活援助グループホームこころ	旭川市大町1条13丁目231番地の44	76-4860	11
ケアホーム介護隊Ⅱ	旭川市7条通16丁目77番地の28	74-7280	8
N-BASE	旭川市豊岡12条2丁目3番19号	67-2948	21
グループホーム有倫	旭川市5条通23丁目2197番地の35	080-8105-8313	9
グループホーム るい	旭川市永山1条23丁目1番2号	080-5598-0290	22
ペット共生型障がい者グループホーム わおんコメット	旭川市神楽3条9丁目1番21号	85-7330	23
はちみつ	旭川市東光11条2丁目3番2号	080-5729-4572	4
指定共同生活援助 心笑	旭川市神楽3条12丁目1番33号	080-1987-3232	15
グループホーム ゆるり	旭川市春光台3条3丁目2番25号	87-4646	5
グループホーム MOTHER	旭川市1条通20丁目555番地の3	090-5958-1547	13
ニコテラス永山1条	旭川市永山1条20丁目1番16号	050-8889-1012	37
羽の村	旭川市春光5条1丁目5番11号	73-9418	4
ハッピーハウスⅠ	旭川市豊岡13条5丁目4番12号	090-3019-6348	5
るばーとホーム	旭川市5条西4丁目2番2号	070-5608-3878	7
グループホーム ココロノ	旭川市旭神2条2丁目8番5号	090-1386-5991	5

9 精神障がいに関する相談機関

(1) 旭川市保健所 こころの健康相談

精神障がい者やひきこもり、アルコール依存症等の当事者及びその家族からの相談に、電話・面接で応じます。

面接を御希望の場合は、予約制のため事前に御連絡ください。

また、精神科医師による心の健康に関する相談（予約制、事前に保健師の個別面接あり）を実施しております。なお、日程、対象者等についてはお問合せください。

■日 時 : 平日 8:45～17:15

■相談・連絡先：旭川市保健所保健予防課こころと難病支援担当
旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階
電話 0166-25-6364

(2) 相談支援事業所

障がい者（児）及び家族が安心した日常生活、社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がい者（児）、その家族、支援を行う事業所からの相談に応じます。

※お住まいの地域によって担当の事業所が変わります。面接を御希望の場合は、事前に御連絡ください。

名称	住所・開所日時	電話番号	主な居住地域
かみかわ相談支援センターねっと	旭川市宮前1条3丁目3-7 旭川市障害者福祉センター おびった1階 平日 9:00～16:30	0166 38-1180	豊岡、東旭川、千代田、東光
きたのまち相談支援事業所	旭川市花咲町1丁目2232 平日 9:00～16:30	0166 74-7616	中央、新旭川、永山
障害者相談支援センターきさーら	旭川市末広8条6丁目5305 平日 9:00～16:30	0166 76-6611	末広、東鷹栖、春光、春光台、北星、旭星
障害者相談支援センターにじ	旭川市神居3条6丁目1-6 平日 9:00～16:30	0166 69-2051	神居、江丹別、神楽、西神楽

名称	住所・開所日時	電話番号	主な居住地域
旭川市障害者総合 相談支援センター あそーと	旭川市宮前1条3丁目3-7 旭川市障害者福祉センター おびった1階 月～土 9:00～18:00 ※月は電話相談のみ	0166 73-5936	その他（地域未 定の場合等）
あかしあ障害者 総合相談支援センター	旭川市住吉4条1丁目5-2 6 平日 9:30～18:00	0166 50-3333	
地域活動支援センター あしすと	旭川市東3条1丁目2-5 平日 9:00～17:00	0166 27-7571	

(3) 医療機関（精神科・心療内科）

医療機関名	住所	電話番号
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1丁目	0166-65-2111
市立旭川病院	旭川市金星町1丁目	0166-24-3181
医療法人社団志恩会 相川記念病院	旭川市大町2条14丁目	0166-51-3421
医療法人社団圭泉会 旭川圭泉会病院	旭川市東旭川町下兵村252	0166-36-1559
医療法人社団敬寿会 聖台病院	上川郡東神楽町東1線2号	0166-83-3522
医療法人社団 神楽神経科内科医院	旭川市神楽3条2丁目	0166-62-3311
医療法人社団 直江クリニック	旭川市8条通10丁目	0166-23-3898
三上神経科内科クリニック	旭川市旭町2条6丁目	0166-54-8121
六条医院	旭川市6条通7丁目	0166-22-8189
医療法人社団 心療内科旭川メンタルクリニック	旭川市1条通8丁目	0166-29-6866
昭和通りメンタルクリニック	旭川市6条通7丁目	0166-76-6875
いいだメンタルペインクリニック	旭川市宮下通9丁目	0166-21-7011
オズのクリニック	旭川市8条通8丁目	0166-56-2365

医療機関名	住所	電話番号
神楽クリニック	旭川市神楽5条14丁目	0166-60-1007
永山メンタルクリニック	旭川市永山3条4丁目	0166-72-0011
あおぞらクリニック	旭川市東光9条6丁目	0166-33-8600
東旭川クリニック	旭川市東旭川北1条6丁目	0166-36-1077
社会医療法人元生会 森山病院	旭川市宮前2条1丁目	0166-45-2020
医療法人社団慈成会 東旭川病院	旭川市東旭川町下兵村254番5	0166-36-2240
医療法人社団 内科循環器科はやしクリニック	旭川市神居3条5丁目	0166-61-3414
医療法人社団元気会 忠和クリニック	旭川市忠和5条6丁目	0166-69-2500

※診療時間や予約の必要性など、詳細については直接医療機関に御確認ください。

(4) 精神障がい者の家族会

精神疾患を持つ方の家族が、悩みを語り合い、励まし合ったり、疾病や障がいについて学習を行う場です。

ア 旭川精神障害者家族連合会（相談会）

■事務局住所：旭川市宮前1条3丁目3番7号
旭川市障害者福祉センターおびった内

■電話番号：0166-76-1803

■家族相談会（例会）

※予約は必要なく、体験や悩みを共有する会に直接お越しください。

〔開催日時〕 毎月第4土曜日 13:30 から 16:00 頃まで

〔開催場所〕 旭川市障害者福祉センターおびった
(旭川市宮前1条3丁目3番7号)

イ 各医療機関における家族会

名称	事務局住所	電話番号
市立旭川病院こぶし会	旭川市金星町1丁目 市立旭川病院内	0166-24-3181
相川記念病院患者家族会	旭川市大町2条14丁目 相川記念病院内	0166-51-3421
旭川圭泉会病院家族会	旭川市東旭川町下兵村252 旭川圭泉会病院内	0166-34-7784
直江クリニック家族会	旭川市8条通10丁目 直江クリニック内	0166-29-4181

(5) ひきこもりで悩んでいる方に

名 称	活動内容・連絡先等
つむぎ会	何らかの事情で6か月以上自宅にひきこもり、家族や特定の人、特定の場所としか接点を持たず、社会参加していない概ね20～40歳代の人を抱える家族の集まりです。 ※初めて参加される方は下記まで御連絡ください。事前に保健師による個別面接を行います。 ○内 容 : 自由な話し合い ○日 時 : 年5回 ※日時はお問合せください。 ○連絡先 : 旭川市保健所保健予防課こころと難病支援担当 TEL 0166-25-6364 平日 8:45～17:15
子ども・青年・ 家族を支えあう 旭川そよ風の会	不登校やひきこもり傾向のお子さんや青年に可能なサポートを行ったり、家族が支えあうための交流や学習などを行っています。 ○日 時 : 毎月第1火曜日 14:00～16:00 (都合の良い時間での参加が可能です。) ○場 所 : 北星公民館(旭川市北門町8丁目) ○連絡先 : TEL 070-2425-3117
旭川当事者会 NAGI	主に在宅で過ごしている20～40歳代くらいの人の交流の場です。 ○日 時 : 毎月第3水曜日 14:00～16:00 ○場 所 : ときわ市民ホール (旭川市5条通4丁目) ○連絡先 : TEL 070-2425-3117
北海道ひきこもり 成年相談センター	ひきこもりに関する電話、来所(予約制)、メール相談等を行っています。 ○場 所 : 札幌市白石区平和通17丁目北1-13 ○連絡先 : TEL 011-863-8733 平日 9:30～12:00、13:00～16:00(相談専用) ○メール相談 : センターのホームページを御覧ください。 http://www.kokoro-recovery.org
NPO法人 レター・ポスト・フレンド 相談ネットワーク	ひきこもり者の支援組織で、ひきこもり経験者による相談活動、自主グループ活動等を行っています。 ○場 所 : 札幌市中央区北4条西26丁目3番2号 ○連絡先 : TEL 090-3890-7048 10:00～19:00 ○問い合わせ : https://letter-post.com/
全国ひきこもり KHJ親の会家族会連合会 北海道「はまなす」	ひきこもりの子を持つ親の会で、札幌市で例会を開催しています。 ○場 所 : 札幌市中央区北4条西26丁目3番2号 ○連絡先 : TEL 090-3890-7048

(6) お酒・薬物やギャンブルで悩んでいる方に

名称	活動内容・連絡先等
酒害相談 (お酒などによる悩みの相談)	断酒会員がアルコールなどの問題で悩む当事者やその家族からの相談に応じます（面接相談のみ）。 ○日 時：毎月第1木曜日（祝日等の場合は翌週）13：00～14：30 ○場 所：旭川市保健所保健予防課こころと難病支援担当 (旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階) ○連絡先：旭川市保健所保健予防課こころと難病支援担当 TEL 0166-25-6364 平日 8：45～17：15
旭川連合断酒会	アルコールなどの依存症の方が、自らの体験を語り合い、お互いに支え合って断酒を継続していく会です。 ・旭川連合断酒会 昼例会 北星公民館 第1・第3火曜日 合同例会 各会持ち回りのため要問合せ TEL 090-1527-4489 (大山) ・旭川断酒新生会 第1・3・4・5火曜日 東光公民館他 TEL 090-7650-7551 (千代) ・旭川東雲断酒会 毎週金曜日 永山公民館他 TEL 0166-57-3284 (浅田) ・旭川中央断酒会 毎週月曜日 ハイツかるな TEL 090-1527-4489 (大山) ・旭川大雪断酒新生会 第1・3・4木曜日 昼例会 第2金曜日 北星公民館 TEL 090-7584-7326 (本間) ※例会の日時・場所は各断酒会にお問合せください。
明日（あした）の会	お酒や薬物、市販薬やギャンブル、ゲームなどの依存を抱える方や家族、関係者が集まり、不安や悩みなどを語り、支え合うための交流や学習などを行っています。 ○日 時：毎月第3土曜日 13：00～14：30 ○場 所：旭川市中央公民館（旭川市5条通20丁目1717-209） (開催週や場所が変更となる月もあります。) ○連絡先：大山、五所 TEL 090-1527-4489 E-mail ashitanokai2023@gmail.com Instagram ashitano_kai ※はじめて参加する際は事前にお申込みください。

名称	活動内容・連絡先等
A A (アルコールリクス・ アノニマス)	飲酒の問題から回復しようとする方の自助グループです。ミーティングを行っています。 ※会場への電話・問合せは御遠慮ください。 ○旭川宮前会場 毎週 日曜日 19:00～20:30 旭川市障害者福祉センターおびった (旭川市宮前1条3丁目) ※事前の連絡が必要です。 ○連絡先 : A A 北海道セントラルオフィス TEL 011-557-4329 火・木 11:00～17:00 金 13:00～17:00 (月・水・土・日・祝日は休み)
アラノン	アルコールの問題を持つ方の家族と友人の自助グループです。 ※旭川市内のミーティングはありません。 ○連絡先 : NPO 法人アラノン・ジャパン TEL 045-642-8777 月・火・木・金 10:30～15:00 (祝日・年末年始を除く)
相川記念病院依存症 家族教室『すずらん』	依存症問題を抱える家族を支援するための家族教室です。 ○日 時 : 毎月 第4土曜日 10:00～11:00 ○場 所 : 相川記念病院 (旭川市大町2条14丁目) ○連絡先 : 医療法人社団志恩会 相川記念病院 1階会議室 TEL 0166-51-3421
GA (ギャンブラーズ・ アノニマス)	ギャンブルの問題から回復しようとする方の自助グループです。 ○日 時 : 毎週月曜日 19:00～20:00 ○場 所 : 旭川市ときわ市民ホール (旭川市5条通4丁目) ○連絡先 : GA 旭川グループ レイ (アノニマスネーム) まで TEL 070-2012-2235 / mail : ga.asahikawa@gmail.com ○GA 日本ホームページ http://www.gajapan.jp/

名称	活動内容・連絡先等
GAFA 旭川 (ギャンブリング・ ファミリーズ・ アノニマス)	ギャンブルに問題を持つ人の家族や友人の集まりです。 ○日 時 : 毎週月曜日 13:30~14:30 ○場 所 : 旭川市ときわ市民ホール (旭川市 5 条通 4 丁目) ○連絡先 : GAFA 旭川 mail : gafa.asahikawa@gmail.com ○GAFA ホームページ https://gafa-official.org/
NA (ナルコティクス・ アノニマス)	薬物の問題から回復しようとする方の自助グループです。 ※旭川市内のミーティングはありません。 ○連絡先 : 北海道エリア・インフォメーション・ダイヤル TEL 080-5288-2544 平日 16:00~18:00
ナラノン	薬物の問題を持つ方の家族と友人の自助グループです。 ※旭川市内のミーティングはありません。 ○連絡先 : ナラノン ナショナルサービスオフィス TEL 03-5951-3571 月・水・金 11:00~15:00
NPO法人 北海道ダルク	薬物依存症者に共同生活の場を提供し、薬物を使わない生き方のプログラムを実践することによって、薬物依存からの回復を支援します。 ○場 所 : 札幌市東区北 2 5 条東 5 丁目 1 - 1 7 ○連絡先 : TEL 011-750-0919 平日 10:30~17:00 土 10:30~12:00
社会福祉法人 青十字サマリア会	アルコール・薬物・ギャンブル依存症者の社会復帰施設です。 ○場 所 : 札幌市南区藤野 4 条 3 丁目 8 - 1 8 ○連絡先 : TEL 011-591-8415 平日 9:00~17:00
NPO 法人札幌マック	アルコール・薬物・ギャンブル依存症者の通所・入所施設を提供し、依存症からの回復を支援します。 ○場 所 : 札幌市白石区東札幌 2 条 5 丁目 1 番 2 1 号 (地域活動支援センター札幌マック) ○連絡先 : TEL 011-841-7055
NPO 法人 全国ギャンブル依存症 家族の会	ギャンブル依存症に苦しみ悩む家族が、連携して問題の解決を図ることを目的に活動しています。 詳細はホームページを御覧ください。 https://gdfam.org/

名称	活動内容・連絡先等
北海道 精神保健福祉センター	①ギャンブル研究会（G 研） ○日 時：毎月第2・第4木曜日 18：30～20：00 ②薬物依存症回復支援研究会（ドラ研） ○日 時：毎月第2・第4水曜日 14：00～15：30 ※①、②共に参加前に面談が必要です。（予約制） ○場 所：札幌市白石区本通16丁目北6番34号 ○連絡先：TEL 011-864-7000 平日 8：45～17：30

(7) 大切な人を自死で亡くされた方に

名称	活動内容・連絡先等
旭川自死遺族 わかちあいの会	大切な人を自死で亡くされた方が集まり、抱える思いを語り、それぞれの気持ちに寄り添うことで、自分の気持ちを整理したり、これから生きる新たな自分を見いだしていくための集いです。 ※初めて参加される方は、下記まで御連絡ください。事前に保健師による個別面接を行います。 ○対 象：大切な方を自死で亡くされた方 (親子・きょうだい・配偶者等) ○日 時：年10回 ※日時はお問合せください。 ○連絡先：旭川市保健所保健予防課ころと難病支援担当 TEL 0166-25-6364 平日 8：45～17：15

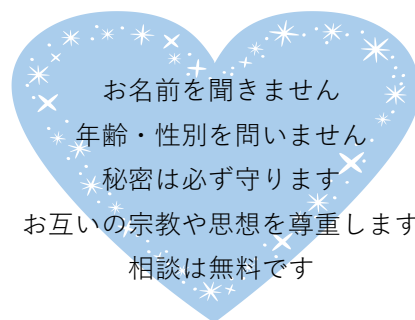
(8) 高次脳機能障がいの方に

名称	活動内容・連絡先等
高次脳機能障害友の会 コロポックル道北	①家族定例会 ○日 時： 毎月第3土曜日 (詳細は下記連絡先までお問合せください。) ○場 所： 旭川ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）又は 旭川市障害者福祉センターおびつた（旭川市宮前1条3丁目） ②相談室 高次脳機能障がいの当事者や家族からの相談に面接・電話で応じます。（完全予約制） ○予約受付時間： 月～金 9:00～17:00 ○相談時間： 月～金 希望に応じます ○場 所： 旭川市東7条3丁目2-11 アーバンライフビル1階 ○連絡先： 高次脳機能障害友の会コロポックル道北相談室 TEL 0166-85-6460（宿村） 希望の杜の会 なつみかん (高次脳機能障害に特化した事業所です。) TEL: 0166-74-7764（中村） mail: kkdouhoku@yahoo.co.jp(菅)

(9) 旭川いのちの電話

変化の激しい現代社会にあって、さまざまな不安や悩みをうちあけることができず、ひとりぼっちで悩んでいる人がたくさんいます。

いのちの電話は、このような人と、電話をとおして話し合い、一緒になって考え、共に生きたいと願い、電話を受けています。



対応時間	日	月	火	水	木	金	土
9:00～15:30	●	●	●	●	●	●	●
15:30～翌 9:00	●	—	—	—	●	●	●

■お問い合わせ先

社会福祉法人 旭川いのちの電話
TEL 0166-23-4343

10 各種機関、相談窓口

(1) こころの相談

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
孤独や絶望などこころの悩み相談	旭川いのちの電話 (受付時間等は39ページ参照)	0166-23-4343
	北海道いのちの電話 (24 時間)	011-231-4343
	よりそいホットライン (24 時間) (外国語による相談は 10:00～22:00)	0120-279-338
精神保健相談 こころの健康相談	旭川市保健所保健予防課 こころと難病支援担当 (旭川市7条通9丁目) 平日 8:45～17:15	0166-25-6364
こころの健康電話相談	こころの健康相談統一ダイヤル 【電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。相談に対応する曜日・時間は自治体によって異なります。】 北海道在住の場合 平日 09:00～21:00 土日祝日 10:00～16:00 (年末年始を除く)	0570-064-556
心の悩み相談 家庭問題や人間関係など生活全般に関する悩みごとや困りごとに関する相談	一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター 火・木（祝日除く） 10:00～15:00（電話相談）	0166-27-7611
家庭生活相談 家庭問題や人間関係など、日常生活全般の悩み事についての相談	北海道家庭生活カウンセラー旭川クラブ 毎週土曜日（祝日、第5週除く） 10:00～15:00（電話相談）	0166-27-6100

(2) 医療・年金・生活費等

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
自立支援医療 （精神通院医療）	旭川市福祉安心部障害福祉課障害福祉担当 旭川市7条通9丁目 総合庁舎1階 （詳細は1ページ参照） 平 日 8：45～17：15	0166-25-9855
精神科入院医療費 の一部助成	旭川市保健所保健予防課 こころと難病支援担当 旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階 （詳細は5ページ参照） 平 日 8：45～17：15	0166-25-6364
休日・夜間等当番医案内	北海道救急医療情報案内センター 24時間、当番医を案内しています。	0120-20-8699 携帯電話 011-221-8699
年金・健康保険・傷病手当金 障害厚生年金 （うつ病等精神の障がいも該当します）	旭川年金事務所 旭川市宮下通2丁目1954-2（旭川年金事務所） 平 日 8：30～17：15 週初めの開所日 8：30～19：00 第2土曜 9：30～16：00	旭川年金事務所 0166-25-5606 ねんきんダイヤル 0570-05-1165
生活保護の相談および申請 生活つなぎ資金貸付相談	旭川市福祉安心部生活支援課相談支援担当 旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階 平 日 8：45～17：15	0166-25-9108

(3) 生活・法律等

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
無料法律相談 弁護士による日常生活全般の法律相談	市民相談センター 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階 ※事前に予約が必要です。 第1～第4木曜日 13：00～16：00 （祝休日、年末年始を除く）	0166-26-1998
一般市民相談 日常生活全般の相談。必要に応じて関係機関を紹介。問題解決の助言。相談先がわからない方も御相談ください	市民相談センター 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階 平 日 8：45～17：15	0166-26-1998

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
仕事や生活にまつわる「経済的な悩み」などでお困りの方の相談	旭川市自立サポートセンター 旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階 ※来所の際には事前に電話連絡が必要です。 平 日 8：45～17：15	0166-23-1134
法的トラブル解決のための総合案内	日本司法支援センター（法テラス） 平 日 9：00～21：00 土曜日 9：00～17：00	0570-078-374
	旭川地方事務所（法テラス旭川） 旭川市3条通9丁目1704-1 TKフロンティアビル6階 平 日 9：00～17：00	0570-078-391
法律に関する相談	旭川弁護士会法律相談センター ※有料。事前に予約が必要です。 平 日 9：00～17：00	0166-51-9527
	司法書士総合相談センターあさひかわ 旭川市花咲町4丁目 ※事前に予約が必要です。（面接相談） 平 日 10：00～16：00	0166-51-7837
消費生活に関する相談	旭川市消費生活センター 旭川市1条通8丁目フィール旭川7階 平 日 9：00～17：00	0166-22-8228
貸金業、多重債務のトラブル	北海道 貸金業苦情相談専用フリーダイヤル 月・金 10：00～12：00 13：00～16：00	0120-1-78372
人権相談所 人権問題に関する相談全般	みんなの人権110番 （全国共通人権相談ダイヤル） 平 日 8：30～17：15	0570-003-110
	旭川地方法務局人権擁護課 旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎西館4階 面接・相談 平日 8：30～17：15	0166-38-1114 （直通）

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
日常生活自立支援事業 日常生活の判断能力に不安がある方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの援助	旭川市社会福祉協議会 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 平 日 8：45～17:15	0166-90-2003
成年後見制度について	旭川成年後見支援センター 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 平 日 8：45～17：15	0166-23-1003
犯罪や事件、事故にあわれた方や、その御家族からの相談	旭川地方検察庁 被害者支援相談室 平 日 9：00～17：15（電話相談）	0166-51-6259
	犯罪被害者ホットライン 北海道被害者相談室 平 日 10：00～16：00（電話相談）	011-232-8740
	北・ほっかいどう被害者相談室 ※面接相談は、事前に予約が必要です。 月・火・木・金（祝日は除く） 10：00～15：00（電話相談）	0166-24-1900

(4) こども・児童・青少年の相談

(虐待・いじめ・教育・非行犯罪・子育て支援)

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などの相談、児童虐待に関する相談	北海道旭川児童相談所 旭川市10条通11丁目 平 日 8：45～17：30 ※緊急の場合を除く	0166-23-8195
いじめや不登校など、子どもの悩みや不安などの相談	旭川市子どもSOS電話相談 (旭川市こども・女性・若者未来部 こども安心課) 平 日 8：45～17：15	0120-126-744
	旭川市いじめ相談フォーム (旭川市こども・女性・若者未来部 こども安心課) 児童生徒本人や保護者をはじめ、どなたからも、いじめの相談・通報を受け付けています。 (二次元コードを読み取り、フォームに入力)	児童生徒用  保護者・市民用 
	北海道教育委員会 子ども相談支援センター 24時間365日	0120-3882-56
いじめや体罰、不登校、虐待に関する相談	こどもの人権110番（法務局） 平 日 8：30～17：15	0120-007-110

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
妊娠・出産・育児の相談 保護者による0歳～18歳 までのこどもの相談 子どもからの相談	旭川市こども・女性・若者未来部 こども家庭センター 旭川市10条通11丁目 面接・電話相談 平 日 8：45～17：15	0166-26-5501
	こども家庭センター相談フォーム ※保護者による妊娠・出産・育児の相談 （二次元コードを読み取り、フォームに入力）	
	こどものお悩み専用ポスト ※こども専用相談フォーム （二次元コードを読み取り、フォームに入力）	
少年サポートセンター （非行、薬物乱用、いじめ、 少年に係る犯罪被害、悩みな どの相談）	少年相談110番 平 日 8：45～17：30	0120-677-110 又は 011-251-0110 （代表） 「少年サポートセ ンター」と指定し てください。
	北海道警察旭川方面本部 少年サポートセンター 旭川市1条通25丁目	0166-35-0110
チャイルドライン （18歳までの子どもがかけ る電話）	NPO法人チャイルドライン支援センター 毎日 16：00～21：00 ※12月29日～1月3日を除く	0120-99-7777

(5) 高齢者の相談

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者に関する相談を受ける地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、次の仕事を行います。

- ✓ 本人、家族、地域の方から様々な相談を受け、適切なサービス等につなぐとともに、継続的な支援を行います。
- ✓ 高齢者に対する虐待防止への対応や成年後見制度の活用支援などを行います。
- ✓ いつまでも元気で暮らすために「介護予防」のお手伝いをします。
- ✓ 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関との連携を図りながら継続的な支援を行います。

お住まいの住所により、担当の地域包括支援センターが決まっています。

名称	住所	電話番号
中央 地域包括支援センター	旭川市 6 条通 4 丁目 (旭川勤労者福祉会館内)	23-6022
豊岡 地域包括支援センター	旭川市豊岡 3 条 3 丁目 5 番 10 号 (東部まちづくりセンター内)	35-2275
東旭川・千代田 地域包括支援センター	旭川市東旭川北 1 条 6 丁目 2 番 3 号 (東旭川支所内)	36-5577
東光 地域包括支援センター	旭川市東光 5 条 2 丁目 2 番 6 号 (東部住民センター内)	76-6020
新旭川・永山南 地域包括支援センター	旭川市永山 2 条 5 丁目 4 4 番地	40-3003
永山 地域包括支援センター	旭川市永山 3 条 19 丁目 4 番 15 号 (永山市民交流センター内)	40-2323
末広・東鷹栖 地域包括支援センター	旭川市東鷹栖 4 条 3 丁目 636 番地 (東鷹栖地域センター内)	76-5065
春光・春光台 地域包括支援センター	旭川市春光 5 条 4 丁目 1 番 16 号 (北部住民センター内)	54-1165
北星・旭星 地域包括支援センター	旭川市川端町 6 条 10 丁目 2 番 16 号	46-6500
神居・江丹別 地域包括支援センター	旭川市神居 2 条 10 丁目 3 番 8 号	76-5511
神楽・西神楽 地域包括支援センター	旭川市緑が丘東 3 条 1 丁目 10 番 30 号 (緑が丘地域活動センター内)	66-5351

● 開 設 日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

● 開設時間 午前 9 時～午後 6 時

(6) 女性の悩みや被害に関する相談

名称（相談範囲）	設置機関 ・ 受付時間等	電話番号
ひとり親家庭相談 （ひとり親家庭が抱える悩み、経済的なこと、就労支援などの相談）	旭川市こども・女性・若者未来部 子育て助成課 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階 平 日 8：45～17：15	0166-25-9107
女性が抱える様々な問題の相談、DV被害の相談	旭川市配偶者暴力相談支援センター （旭川市こども・女性・若者未来部 女性・若者応援課） 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階 平 日 8：45～17：15	0166-25-6418
性犯罪被害110番	北海道警察旭川方面本部 性犯罪被害110番 平 日 8：45～17：30	0120-756-310又は は 0166-34-5000 又は # 8103 （24時間対応）
SACRACH（さくらこ） （性暴力についての相談）	性暴力被害者支援センター北海道 平 日 10:00～20:00	0120-8891-77 又は # 8891 （24時間対応）
DV・ストーカーについての相談	北海道警察旭川方面本部相談センター 平 日 8：45～17:30	0166-34-9110 又は # 9110 （24時間対応）
DVについての相談	ウィメンズネット旭川 平 日 13：00～17：00	0166-24-1388

旭川市自殺対策ロゴマーク



自殺対策の普及啓発を目的に制定した、「旭川市自殺対策ロゴマーク」です。
人のつながりをコンセプトに、手を添えることで救うことの出来る命を
「旭川」の頭文字「A」で表現しています。手と手のビジュアルをマークとする
ことで、旭川地域社会全体で支えるという安心感を伝えています。

掲載内容は令和8年（2026年）5月1日現在の情報です。

このガイドに掲載した内容は、事情により変更される場合があります。



旭川市保健所保健予防課

旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階

電話 0166-26-1111（代表）[内線 2956・2957・2986]

0166-25-6364（直通）